

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 6月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	原子炉建屋清掃作業後の現場確認を行った協力企業作業員が退出モニター手前の手洗い所にて気分が悪くなったため、救急車にて病院へ搬送。診察の結果、「脱水症・低カリウム血症」と診断されたことから脱水症等の予防として適度な水分補給、休憩を心がけるよう今後とも引き続き呼びかけを行う。	As	6月19日公表済 (PDF58KB)

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋1階タービン補機冷却系配管（タービングランド蒸気シール系サンプルクーラ冷却水供給用）において、結露の発生が認められたため、対応検討	対象外	
2	1号機	廃棄物処理系廃液収集タンク廃液サンプリング配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
3	2号機	補機冷却海水系補助海水ポンプ（B）出口圧力計において、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
4	2号機	気象観測盤の10m風向風速記録計において、指示不良（ダウンスケール：平均水平風速）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
5	2号機	補機冷却海水系タービン建屋海水隔離弁において、グランド部に海水のにじみが認められたため、当該グランドを点検・修理	D	
6	2号機	工用電源設備分電盤において、分電盤（1台）の下部絶縁ゴムに不良が認められたため、当該部を修理	D	
7	3号機	原子炉建屋原子炉再循環系M・Gセット室局所空調機（1台）の下部において、腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	3号機	ディーゼル駆動消火ポンプケーシングドレン弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	5号機	水素・酸素供給設備水素緊急遮断弁駆動部において、駆動用窒素ガスのリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	5号機	タービン建屋空調冷却装置用薬注タンク出口配管の保温材において、一部破損が認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
11	5号機	廃棄物処理系中和苛性タンク液位計の下部元弁において、操作ハンドルの廻り留め不良が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
12	6号機	タービン建屋外気取入れ空気作動用ダンパ等の点検時、ダンパ及びルーバの固着（4箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	6号機	原子炉再循環系M・Gセット建屋外気取入バイパス空気作動用ダンパ等の点検時、ルーバの固着（1箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	6号機	原子炉再循環系M・Gセット建屋換気空調系給気温度調整弁の制御用電磁弁において、エアリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	集中環境施設	使用済燃料共用プール設備監視用モニタにおいて、映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
16	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備裁断機において、モータの過負荷トリップが認められたため、当該装置を点検・修理	D	
17	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理設備の濃縮廃液乾燥機給液配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
18	集中環境施設	ペレット固化設備固化ドラム缶養生コンベアにおいて、ドラム缶と出口ロールスクリーンの接触によるスクリーンの外れが認められたため、当該設備を点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで